

平成29年第2回定例会文教福祉委員会会議録

平成29年6月20日
10時00分～11時28分
全員協議会室

出席者氏名

山崎 孝一	委員長	岡部 賢士	副委員長
金剛寺 博	委員	山宮留美子	委員
坂本 隆司	委員	寺田 寿夫	委員
椎塚 俊裕	委員	福島 正明	委員

執行部説明者

教育 長	平塚 和宏	健康福祉部長	足立 裕
教育部 長	松尾 健治	保険年金課長	吉田 宜浩
健康増進課長	宮田 研二	社会福祉課長	下沼 恵
こども課長	服部 一郎	高齢福祉課長	中嶋 正幸
教育総務課長	飯田 光也	生涯学習課長	大野 雅之
スポーツ・国体推進課長	北澤 昌雄	指導課長	小林孝太郎
学校給食センター所長	神永 健	教育センター所長	辻井 浩一
こども課長補佐	岡澤 幸代 (書記)		

事務局

主 査 仲村 真一 係 長 矢野 美穂

議 題

- 平成29年請願第2号 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める請願
- 議案第2号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第3号 平成29年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第1号)の所管事項
- 議案第4号 平成29年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第6号 平成29年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算(第1号)

山崎委員長

それでは、文教福祉の執行部の皆様、それとともに文教福祉の委員の方、おはようございます。今日は、文教福祉委員会ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、委員の皆様申し上げます。本日、傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

ここで傍聴者に一言申し上げます。

会議中は静粛にお願いいたします。

それでは、ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

本日は、ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました平成29年請願第2号、議案第2号、議案第3号の所管事項、議案第4号、議案第6号の5案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、また、質疑は一問一答でお願いいたします。

会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、請願の審査に入ります。

平成29年請願第2号 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める請願についてでございます。

事務局に請願を朗読させます。

【事務局朗読】

山崎委員長

休憩します。

【休憩中に協議会を開催、請願者を代表して富山勝氏より説明を受ける】

山崎委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、各委員からのご意見がありましたらお願いいたします。

金剛寺委員。

金剛寺委員

私はこの請願に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、現在の日本のこの年金水準ですけれども、基礎年金、国民年金だけだと平均5万円、女性は厚生年金でも平均10万2,000円、年金収入100万円未満の人が6割と言われているわけですけれども、先ほど解説もありましたように、高齢世代でも今、下流老人とか老後破産などという流行語も出るぐらい、この高齢世代の貧困化というのも進んでいる現状の中で、年金では医療費、介護料を賄えないということで、家族の負担も大きくなっていることや、また一方で年金というのは県民所得の1割を占めていて、年金削減がそのまま消費の落ち込みにつながるということをまず前提にして、請願項目の1の隔月支給を毎月支給に改めてくださいということですが、これは考えてみれば総額が増えるわけではないんですけれども、いろいろもらっている人に聞いてみると、そもそも年金というのは少ないんで、毎月半額ずつおろしているという人が随分いることを知りました。しかし、この残額があると、仕方なくおろしてしまっ、翌月心配ということもあって、毎月支給されれば計画的な使い方ができるでしょうというのが大方な意見でした。

あと、続いて請願項目の2の支給開始の年齢の引き上げの問題ですけれども、厚生年金ですと、55歳支給から発足時始まったわけですが、これが60歳となって、今65歳への引き上げという段階にあるんです。この平成6年と12年の改正で、老齢厚生年金の定額

部分と報酬比例配分について、男女とも65歳に段階的に今引き上げられていて、これが完成するのが男性で平成37年、女性で平成42年なんですね、まだ大分先なんですから。

しかし、今言われているこの引き上げは、まずこのスケジュールそのものを前倒ししてさらに社会保障・税の一体価格で、68歳から70歳に引き上げようという案が出ているわけです。そうすると、現在65歳までの雇用というのは大分定着はしていますが、60歳から65歳というのは年金をもらいながら仕事量も調整するみたいなもらい方が多いわけだけでも、そういうこともできなくなるということがあると思いますので、また支給年齢が引き上げられると、一生涯にもらえる年金の額というのは、試算では1,000万ぐらい減るんじゃないかと言われているわけですから、そういう点で、この辺も賛成です。

最後の請願3の年金を毎年下げる仕組みを改めてくださいということですが、年金の支給額というのは、平成12年から14年、あと18年から20年、この間だけは物価スライド特例措置というのが働いて一定水準に保たれていたんですけど、平成14年以降で見ますと、合計で3.9%、年金は引き下げられています。さらに、平成25年から26年に一気に1.7%引き下げられているわけです。これでいくと、さらに、先ほど説明がありましたマクロ経済スライドのキャリアオーバー分が適用となる平成30年、さらに物価賃金スライド制度、これが適用になるのが平成33年ですけども、こうなると今よりも引き下げられる仕組みというのが多く働くわけで、さらに引き下げられていくと思います。

これらのもとでは、将来もらう人の年金にこれが引き継がれていくわけで、年金制度そのものの信頼が失われていくんじゃないかと思います。

以上の理由で、私はこの請願に賛成をしたいと思います。

以上です。

山崎委員長

そのほかご意見がありましたら。

山宮委員。

山宮委員

富山さん、先ほどはありがとうございました。ご丁寧に説明していただきまして、本当にありがとうございます。

今回のこの請願につきましてですけども、請願の趣旨の中の上から5段目、毎月支給されること、これにつきましては、国際標準で毎月支給されているので、そうしてほしいと。二つ目に、年金支給年齢の引き上げはやめてほしいということなんですけど、この国際標準、アメリカ、イギリス、ドイツ、毎月支給にされておりますけれども、この2番の年金支給開始年齢というのは、アメリカは67歳、イギリスは68歳、ドイツは67歳というふうになっております。ですので、1番で毎月支給を国際標準にしてほしいと言いつつ、2番では年齢の引き上げはやめてほしいと、やっぱり年金、たくさん私もいただきたいと思っておりますので、皆さんのこの要望につきましては、本当によくわかるんですけども、またその年金を毎年下げ続ける制度、これにつきましては、先ほどもマクロスライド方式というのがありましたが、やはりこの制度を長く平等に続けるためにはどうしたら一番いいのかというのを国のほうでも本当に頭を使って、いかにしたら長く皆さんに支給できるかというのを考えた上でのこの方式なんだと思います。

そういう中で、今現実に年金をいただいている方、もう本当に大変な中、年金、少ない中で毎月生活をされていると思いますが、無年金の方もたくさんいらっしゃるんですね。その無年金の方たちは、納めなかったんだからしょうがないじゃないかといえばそれでおしまいなんですけど、いろいろな事情があって、あと1年足りなかった、2年足りなかった、5年足りなかった。でも、足りないというだけで、それまで払った金額全部が1円にもならなかったのが現実なんですね。

そういう中で、私ども公明党のほうで長く主張し続けながら、本当に何年も納めていた

人たちの年金を何とか支給できないものだろうかということも提案しながらずっとやってまいりました。その中で、本来であれば、年金の受給資格期間を10年に短縮する無年金者対策というのは2012年の当時の民主党、自民党、公明党、3党による社会保障と税の一体改革で決めた施策なんですけれども、これは2017年の4月の消費税率10%へ引き上げするときに財源を確保し実施する予定でありました。ですけれども、消費税上がりませんでした。だけれども、無年金の方たちを救っていくためにこれだけは絶対やっていくんだという、その思いをつなげまして、今年の10月からは、この無年金対策ができるようになりまして。

今まで全く年金が入ってこなかった方たちが、金額は満額から比べれば少ないんですけども、やはり平等に納めた分だけ、少しでも皆さんのためにという部分で、国もいろいろ考えて全会一致でこれは決まりました。そういうことを含めると、やはり年金制度改革というのは長い時間かけなければ、きちんとしたものというのはできないと思うんですけども、私自身も若い時期は年金を納めて、いつもらえるんだろうか、果たしてその年になったらもらえるんだろうかというふうに思っていましたけれども、いやいや、そうじゃないと。この若者も高齢者も安心できるという題にありますとおり、何で若者が安心できるかといいますと、例えば交通事故に遭ったり、災害に見舞われて体の自由がきかなくなったりとかなった場合に、年金を掛けていけば、それから続く生涯、ずっと障害者年金を受けられる、そういう仕組みもこの年金の中にはあります。

ですので、若い人たちが65、70になったらもらうために納めるのはもったいない、もらえるかどうかかわからないのに言うかもしれないんですが、そうじゃないんだと。若いうちに、何があるかわからないために今から年金は納めておくんだというのを私も親として子どもにしっかり伝えていきながら、年金を納めてもらうように話をしました。

ですので、この1番、2番、3番、納得する理由もたくさんありますけれども、今回のこの件につきましては、私は反対にさせていただきます。

山崎委員長

そのほかご意見ありましたら。

福島委員。

福島委員

簡潔に意見を述べたいと思います。

確かに将来の社会保障制度、これは年金に限らず、医療、介護、あらゆる分野で将来的に不安があるということは確かでありますし、現状も厳しい状況の中で生活されている方はたくさんいるというふうに思います。そういう中で年金制度だけをとってみれば、やはり将来的に負担をしないように、継続ができるようにしっかりと取り組んでいかなければいけないということがまず肝要なことかと思えます。

その上で、各世代が相応に負担をしていくということもやむを得ないことなのかなというふうに考えております。また、その上で、年金以上に将来的に不安があるのは、やはり医療ですとか介護、こういったところに限られた財源を少しでも振り向けながら、また改革をしていくということが、これは私からすると、年金以上に大切なことなのかなというふうに思っております。

山宮委員のほうからも説明がありましたけれども、現在の国の政策の中で、この年金制度、どうやったら将来的に維持・継続していくことができるんだろうかということを実践取り組んでいると思います。そういった理由から、今回の請願については、不採択ということで意見を述べさせていただきました。

以上です。

山崎委員長

そのほかご意見がありましたら。

坂本委員。

坂本委員

富山支部長，ご説明ありがとうございました。また，これだけの署名の活動，本当に大変だったと思います。

私，特に年齢的なことを考えますと，私，今年で45になるんですが，この先本当に年金のことを考えますと，今，先輩方を見ながら，どういった形になっていくんだろうかという不安は本当に持っています。また，私の両親がちょうど今年金だけで生活をしている，そういう状況も目にしております。確かに本当にそんなにぜいたくができるわけでもない，そんな状況も把握はしております。

その中で，個々にいろんなことを見ていくと，本当に毎月支給というのは，確かにうちの両親もそのほうがいいかな，ただ，それをやるときに全国で考えたときに，どれだけの費用がかかるんだろうかとか，そういった経費的な問題とかも，やはりうちの両親はそういった仕事をしていたもんですから，よくそんな話をしておりました。確かに毎月できたほうが私もいいのかなとは思いますが，やはりそういった計算的なものも確かにあるんだろうかと思えます。

そしてまた，年齢の引き上げ，そして年金の支給額の引き下げですね。そういったことに関しましては，私たち若者からしても，確かにこういうふうにしていただいたほうがいいとは思いますが，ただ，先行きがとても不透明。だから，この若者世代に不信感を与えるようなことをしてほしくないということ，低下というのもあると思うんですが，きっと私の感覚からすると，そういった今のバランスを考えながら，制度がいろいろ変わり過ぎていくところに不信感があるんだと思うんですね。

ですから，やはり年金制度だけではなくて，雇用の問題ですとか経済の問題，先ほど支部長が言っていたとおり，本当に経済がどれだけ上がっていくか，そのことによって年金の受給というのも非常に変わってくるんだろうと思います。それについて，私たちからすると，現実的に支給，今から考えると65，もしかしたら70になるかもしれない。そういったことを考えると，まず雇用形態はどうなるんだろうか，そういったところのほうが不安視されます。

ですから，今回のこの個々のものに関してはいいところ，悪いところ，やはりあるんですが，トータル的なもので考えさせていただきたいと私は思いますので，今回のこの請願については，申しわけないですが，不採択という形で考えさせていただきたいと思えます。

山崎委員長

そのほかご意見ありましたら。

椎塚委員。

椎塚委員

富山支部長におかれましては，本当にご説明いただきまして，ありがとうございました。そして，528名というたくさんの署名をいただきまして，本当にご苦労があったというふうに私も思います。

基本的にももちろん，私自身もそうですけれども，年金というのはもちろん1円でも10円でも，本当に多くもらいたいというのが心情であります。そして，年齢もね，我々の世代，本当にもらえるのかどうかという部分も，確かに心配な部分は間違いなくあります。

全体的な，今も坂本委員からも出ていましたけれども，全体的な総論として，請願名にも入っているとおり，若い人も高齢者も安心してできる年金制度というふうな請願名になっておりますので，現状であれば，もちろんこの1番，2番，3番，おっしゃっている意

味は非常に理解します。もちろんこのほうがいいに決まっています、誰でも。ただ、若い人もということになると、持続可能な限り続けていくという年金制度ということで考えていくと、やはりこのままでは、もちろん誰が考えても破綻するというのは見えておりますので、その辺の部分が痛しかゆしという部分だと思うんですけども。

国のほうでもいろんな形で議論をしていますし、小泉進次郎議員なんか若手でですね、2020年以降の経済財政構想委員会というのをつくりながら、2020年以降の社会保障を考えていくという中で、こども保険という形のものを出してきました。要するに年金にしても何にしても、とりあえず子どもが高齢者を支えていくわけですから、その子どもたちがしっかりしていかなないと、やはり年金制度も基本的には破綻していくという考え方なんです。高年齢者偏重という形の中で、社会保障から全世帯の社会保障にシフトできるのかという部分ですね。基本的には、国民の合意として認識してもらうのには、本当に新しいフレームワークを探っていくしかないと思うんですけども、それが特効薬としてなかなか見つからないというところも、何ていうんですかね、もどかしい部分は確かにあります。

ただ、この年金制度を維持していくためには、やはりその場しのぎのアイデアだけではカバーできないと思いますので、非常に請願事項の1番、2番に関しては、そのほうがもちろんいいと思っていますし、ただ、全体的に若い人のことも考えて持続していくためには、今回の請願に関して、申しわけございませんが、私も不採択というふうにさせていただきたいと思います。

山崎委員長
岡部委員。

岡部委員

請願タイトルにもあります若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める、これは本当に非常に重要なことであると考えておりますが、請願事項の内容にはちょっと疑問もあるため、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、年金制度自体については、老後の生活を社会全体で支えるというとても大事な制度であると認識はしております。そして、年金支給額が生活を支えるのに十分であるのかどうかということも、やはり重要なポイントであると考えますので、その点から考えると、この請願趣旨にあるように、高齢者世帯の収入、保障を充実させるということは、もちろん大事なことであると考えております。

ただ、この請願事項にあるように、単に支給開始年齢の引き上げをやめる、年金を下げ続ける仕組みを改めるということで、誰もが、若い人も含めて安心できる年金制度につながるのかということ、それほど単純な問題でもないというふうに思います。先ほど財源確保についてということで、請願者からの話もありましたが、この請願事項1番、2番、3番、全て実現しようとする場合には、年金受給する側から考えれば、本当に収入確保の点でメリットばかりなのかもしれませんが、日本の年金制度、今、社会保険方式でありますので、逆に支える側、現役世代からすると、納める保険料が上がる、また、将来世代に関しても負担が増加するというようなことも言えるのではないかと思います。もちろん年金制度は、そういう損か得とかのそういう観点ではなくて、社会保障という部分が大きいとは思いますが、ただ、現在の日本の少子高齢化という状況からすると、どうしても将来世代の負担の増加というのがもう確実です。そういう世代間の公平性という点から考えると、やはりもっとそういう若者世代、将来世代の配慮も必要になってくると考えます。

そういう点では、先ほどもそういう財源確保など話がありましたが、そういうもっと抜本的な改革が必要になるのではないのでしょうか。こういった本当、年金制度、誰もが安心できる制度を求めることは本当に大事なことでなんで賛同したい気持ちもあるんですが、この今回の請願事項、内容を見ると、請願事項、当市の市民全体の総意として意見書を出すには、内容を練り直す必要もあるのかなと思いますので、今回のこの請願に関しては反対

いたします。

ただ、年金制度、国の制度とはいえ、私たち市民にとっても非常に重要な案件だと考えておりますので、引き続き国の動向にも注視しながら市民の皆様の声にも耳を傾けていきたいと考えております。

山崎委員長

そのほかご意見ありましたら。

寺田委員。

寺田委員

この請願について、心情的には、こうなった場合いいなという感じではいるんですが、このうち請願事項3項目のうちで、1項目め、2項目めについてはおおむね理解できるというか賛同できるというような感じだと思います。ただ、3項目めの年金を毎年下げ続ける制度・仕組みを改めてくださいますとつきましては、国においてはそのときの社会情勢に合わせて、先ほどからマクロ経済スライドとか出ていますが、年金の給付水準を調整する仕組みが同時に導入されています。このことから、一方だけで給付のみを現状維持するという事になると、その分の差額負担は現役世代が負うことになりかねず、保険料負担が重くなり過ぎて子育て等を行っている現役世代の生活に負担をかけてしまうというようなことも危惧されることから、この請願、総論については、反対としたいと思います。

山崎委員長

そのほかございますか、ご意見。

ないようですので、それでは、お諮りいたします。平成29年請願第2号 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める請願につきましては、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

山崎委員長

賛成少数であります。よって、平成29年請願第2号は不採択とすることに決しました。

以上で当委員会に付託されました請願の審査は終わりました。

休憩いたします。

【休 憩】

山崎委員長

休憩前に引き続き議案の審査に入ります。

議案第2号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

それでは、よろしく願いいたします。

議案第2号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の3ページです。

条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、地方税法施行令の一部改正が行われたことに伴います国民健康保

除税の5割軽減及び2割割軽減対象世帯の所得判定基準の拡大に係る改正でございます。

条例の新旧対照表をご用意いたしましたので、そちらでご説明させていただきたいと思っております。A3判の大きな参考資料です。

3ページになります、一番最後のページです。

国保税につきましては、低所得者の方に対する軽減措置といたしまして、所得に応じてその税を7割、5割、2割と軽減する仕組みがありますが、今回の地方税法施行令の改正では、7割軽減される方はそのまま据え置かれ、5割軽減される方と2割軽減される方の世帯所得判定基準を拡大しようとするものです。

では、条例案の一部改正箇所といたしまして、5割軽減の条文が第21条第1項第2号の中段の(2)の条文中の下線部分です。そして、2割軽減の条文がその下の(3)下線部分です。これまで健康保険の減額に当たりましては、右側の旧法、新旧の旧にありますように、5割軽減に該当する方は(2)でございますが、総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円に、26万5,000円に世帯人数を乗じて得た額を加算した金額、これを超えない世帯に係る納税義務者の方です。つまり26万5,000円掛ける家族の人数、これを掛けて金額が出ます。その金額に定額の33万円を足した金額、その額に満たない所得の金額の方は5割軽減ということでした。そして、2割軽減に該当する方につきましては、同じく33万円に、48万円に世帯人数を乗じて得た額を加算した金額、つまり家族の人数に48万円を掛けまして、この出た金額に定額の33万円を足します。その金額を超えない所得の納税義務者の方となっております。

このたび5割軽減に当たりましては、その26万5,000円を27万円とし、5,000円を引き上げ、2割軽減に当たりましては48万円を49万円とし、1万円を引き上げようとするものでございます。結果的にこれまでの5割及び2割の軽減対象世帯が拡大される改正となっております。

以上でございます。

山崎委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛委員。

金剛寺委員

本会議質疑の中で、これに伴う影響額については約200万という答弁があったんですけども、これに伴う世帯の影響についてお尋ねいたします。

山崎委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。改正に伴う影響についてでございます。

主に3点ございますが、そのうち一つは、伊藤議員の質疑に対しまして答弁いたしました調定額がございますので、説明のほうは割愛させていただきますが、ここでは、ご質問の世帯への影響について、主に2点説明させていただきます。

なお、説明に当たりましては、世帯数などの数値につきましては、平成28年度本算定時のものを使用しておりますことご了承いただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。

それでは1点目でございます。軽減対象世帯数についてでございます。これまで軽減対象外であった6,828世帯のうち73世帯の方が2割軽減対象世帯へ移行し、また、これまで2割軽減対象であった1,468世帯のうち31世帯の方が5割軽減世帯に移行することとなります。その結果、5割軽減対象世帯が31世帯増加し1,419世帯に、2割軽減対象世帯が42

世帯増加し1,510世帯に、これまで軽減対象外であった世帯が73世帯減少し6,575世帯となる見込みでございます。

このようにこれまで2割のみ軽減であった世帯が5割軽減となり、また、軽減の対象となっていなかった世帯の一部の方が新たに2割軽減となり、割合にしまして改正前より0.59%増加し、7割軽減世帯を含めると、全体として国民健康保険加入世帯の45.74%の方が軽減対象世帯となります。

続きまして、2点目になります。少し細かな分析になりますが、今回の改正で軽減対象となりました世帯の軽減される範囲、幅と申しますか、その範囲にどれくらいの世帯の方が存在するのかについてでございます。

最初に軽減対象外から2割軽減対象になりました73世帯の内訳でございます。軽減される範囲、幅に続いて世帯数を申し上げます。1円以上1万円以下の世帯が13世帯、1万1円以上2万円以下の世帯が37世帯、2万1円以上3万円以下の世帯が18世帯、3万1円以上4万円以下が5世帯となっております。

なお、具体的な軽減額ですが、7,800円から最高額で3万5,640円が軽減されることとなります。

続きまして、2割軽減対象から5割軽減対象になります31世帯の内訳でございます。先ほど同様軽減される範囲に続いて世帯数を申し上げます。1万1円以上2万円以下の世帯が12世帯、2万1円以上3万円以下の世帯が9世帯、3万1円以上4万円以下が9世帯、4万1円以上5万円以下が1世帯となっております。

なお、具体的な軽減額ですが、1万1,700円から最高額で4万5,720円が軽減されることとなります。

以上でございます。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

ありがとうございます。

そうしますと、新たに2割軽減になる世帯が73世帯、2割から5割になるのが31世帯で、合計104世帯について軽減の額が広がるということになると思いますが、この人たちに対する周知方法について考えられる点、お願いします。

山崎委員長
吉田年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。周知方法でございます。

昨年同様、本年7月に郵送します納税通知書に改正内容の説明を含めた説明書類を同封するほか、窓口来庁時はもとより、市公式サイトなどを通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

最後に1点だけ。この軽減措置というのは、26年度以降毎年連続して行われていると思っておりますけれども、これらと今回の改正点の相違点についてあればお願いします。

山崎委員長
吉田年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。過去3年の改正との相違点でございます。

このたびの改正は、平成26年度以降4年連続の改正となっております。具体的に申し上げますと、平成26年度におきましては、社会保障・税一体改革により政策的な判断に伴いまして、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大したものとなっております。一方、今回の改正では、アベノミクスや消費税率引き上げの影響等で物価が上昇すると見込んで基準額を引き上げました平成27年度、平成28年度と同様なものとなっております。

以上でございます。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

私のほうからは以上です。ありがとうございました。

山崎委員長

そのほかご質疑ございますか。

別にないようですので、採決いたします。

議案第2号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

山崎委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第3号 平成29年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）の所管事項について、執行部から説明願います。

足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

それでは、別冊のほうでお願いいたします。予算書が記載されている別冊のほうです。

まず、健康福祉部の歳入からご説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

まず一番上の母子家庭等対策総合支援事業です。児童福祉費補助金、国からの補助金です。この事業は、母子家庭の母、父子家庭の父が看護師や介護福祉士などの資格取得のために養成機関に通う場合に、市がその費用に対して補助金を支給する事業です。財源の内訳は、国が4分の3、市は4分の1です。270万円の増額でございますが、詳しくは歳出のほうでご説明いたします。

松尾教育部長

続きまして、二つ下の県支出金でございます。スクールライフサポーター派遣事業費31万2,000円、新規でございます。本事業につきましては、茨城県からの委託でありまして、10分の10の収入となります。事業の概要につきましては、歳出の項目で説明をさせていただければと思います。

続きまして、次ページ、8ページ、9ページをごらんください。

足立健康福祉部長

上から2番目の繰出金でございます。国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、国保事業におきましては65歳以上75歳未満、いわゆる前期高齢者の偏在、偏った存在の仕方によりまして、保険者間の負担の均衡等を緩和する制度による調整額でございます。詳細につきましては、議案第4号 国民健康保険事業特別会計補正予算でご説明させていただきます。

次の障がい児支援サービス事業特別会計繰出金につきましては、障がい児通所支援事業所に勤務します言語聴覚士等の雇用契約に関する差額でございます。詳細につきましては、やはり議案第6号 障がい児支援サービス事業特別会計補正予算でご説明させていただきます。

次の高等職業訓練促進事業です。こちらは、先ほど歳入で申し上げました国の補助金、母子家庭等対策総合事業等の対象事業でございます。母子家庭の母、父子家庭の父が看護師や介護福祉士などの資格取得のために養成機関に通う際の経費に対します補助金でございます。当初予算では、これまでの実績から2名分を計上しておりましたが、実際には年度末に5名の応募がありました。精査の結果、いずれも補助の要件を満たし、公益上必要と判断しましたことから、3名分を増額補正しようとするものでございます。

なお、この金額の4分の3の270万円が先ほどの国保補助金としての歳入分でございます。

次に、下から2番目のがん検診事業でございます。5月1日付で茨城県胃がん検診実施指針が改正され、新たにバリウムを飲んで行うエックス線検診に加えて、新たに胃内視鏡検診の検査項目が追加されました。当市といたしましては、来年度に医療機関によります内視鏡胃がん検診の導入を予定しております。そのようなことから、胃の内視鏡検査が行える市内の医療機関の9名の先生方に、どのような方法で実施できるのかを多方面にわたり検討いただく場を設けたいと考えております。報償費と旅費はその日、日当と交通費でございます。需用費につきましては、先生方お仕事が終わってすぐに、夜に駆けつけていただきますので、お弁当をお出ししたいと思います、食料費でございます。

次に、一番下の健幸マイレージ事業です。これは年度を越えて、庁内関連各課で熟考を重ねてまいりました新規事業でございます。これは市民の健康づくりに対する行動を数値化し、それをインセンティブ付き健幸ポイントとして、自らが健康を管理する、そういうことで目標を持って楽しみながら自分の健康寿命の延伸に役立てていただくとするものです。事業費につきましては、普及啓発活動のためのポスター、チラシの印刷代でございます。委託料につきましては、インセンティブ健幸ポイントシステム構築の委託料でございます。使用手数料につきましては、そのシステムの運営利用料でございます。

11ページをお開きください。

松尾教育部長

11ページの一番下の枠になります。教育費です。スクールライフサポーター配置事業でございます。

本事業につきましては、不登校状態の解消及び不登校問題の未然防止を目的とした茨城県の事業でございます。県から委託を受けまして、スクールライフサポーターを龍ヶ崎小学校に1名配置しようというものでございます。

そして、このスクールライフサポーターであります。学校長の指揮監督の下、不登校、不適応の傾向にある児童を対象とした家庭訪問や学校生活への支援、その他を行うというものでございます。

まず報償費でございます。こちらにつきましては、いわゆる謝金でございます。29万6,000円、需用費、こちらは消耗品、文房具です、1,000円。

それから次ページでございます。

12番、役務費となっておりますが、こちらは火災保険料で1万6,000円となっております。合計31万3,000円と、端数処理の関係で歳入より1,000円上回っているというような状態でございます。

説明については以上でございます。

山崎委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

山宮委員。

山宮委員

すみません、1点だけお聞きしたいと思います。11ページの今説明のありましたスクールライフサポーター配置事業なんですが、龍ヶ崎小学校に1名配置ということなんですけれども、ほかの学校の生徒に対してはどのような対応をされるのでしょうか。

山崎委員長

辻井教育センター所長。

辻井教育センター所長

お答えいたします。

龍ヶ崎小学校に配置ということなんですが、これは県のモデル事業ということで選ばれました。市内では城南中学校並びに龍ヶ崎小学校が選ばれておりますので、今回のスクールライフサポーターにつきましては、龍ヶ崎小学校のみでの活動になります。そのほかの学校につきましては、教育センターのほうから派遣しておりますさわやか相談員であるとか、あと県のほうと実施しておりますスクールカウンセラーなどの派遣のほうで、不登校関係の問題にも対応していく予定でいます。

以上です。

山崎委員長

そのほかご質疑ありますか。

岡部委員。

岡部委員

9ページの01040850健幸マイレージ事業、新規の事業ということで、先日質疑の答弁でもいろいろ説明はありまして、そのポイントを交換したりして何かもらえたりというような話もあったかと思うんですけども、そういったものには予算としては特にとらなくても、何かかかってくる費用とかはないのかなと思ひまして、ご答弁願います。

山崎委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

お答えいたします。

今回の補正予算はそこまでいく前のものでございます。この健幸マイレージ制度、重立ったものは13番の委託料の健幸ポイントシステムの構築というところで、今回の補正のほうで。今後、庁内で検討をしております、どういうものにポイントを付与していくかということと、あと、12月1日から実施してまいりたいと思うんですが、今年度ですと12月、1月、2月、3月の4カ月だけでありますので、ポイントの交換につきましては、年度内だけですと4カ月分ですから、かなり短くなってしまいますので、これは年度を越えて1

年間とかそういうことも考えておりますので、そちらのポイント交換に伴う費用については、今後年度内であれば、9月とか12月の議会のほうで補正予算という形で、年度を越える場合では、新年度予算のほうでそのポイント交換分を予算計上してまいりたいと考えております。

山崎委員長
岡部委員。

岡部委員

本当に全国的にも結構先駆けているほうで、新規の事業であって、期待している取り組みですので、引き続きしっかりした内容精査、よろしく願いいたします。

山崎委員長
そのほか、金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません、それじゃ、高等職業訓練促進費事業について、まずお尋ねをしたいと思えます。

本会議質疑で、平成25年度以降の受給者数の説明があったんですけども、この事業は、母子家庭、父子家庭、両方に適用になるわけですけども、その区分でいうとどうでしょうか。

山崎委員長
服部こども課長。

服部こども課長

平成25年から本年度を含めまして10名の方が給付金のほうを受給されております。そのうち9名の方が母子家庭、1名の方が父子家庭というような状況でございます。

以上です。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

今年度5人ということで、特に人数が多いわけですけども、これ年齢構成なんか見るとどのような形になっているのでしょうか。

山崎委員長
服部こども課長。

服部こども課長

本年度の状況でお答えしたいと思います。

本年度5名の方が給付金のほうを受給されておりますが、年齢構成で申し上げますと、30代の方が3名、40代の方が2名というような状況でございます。

以上です。

山崎委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

新たに資格を取られて、生活に役立てるといいと思うんですけども、これ事業そのものは非課税世帯でも月10万円の支給しかないわけで、これで母子家庭、父子家庭で生活しながら学校に通うというのがなかなか大変なことかなと思うんですけども、ちょっと生活状況なんかもわかればの程度でいいですけども、お願いします。

山崎委員長

服部こども課長。

服部こども課長

申請の方の所得状況についてでございますけれども、いずれの方も市民税非課税世帯でございます。現在10万円の給付金のほか、児童扶養手当、そして児童手当を受給されています。そのほか、資格取得にかかわる生活資金の貸付制度、ちなみにこれ月額で14万1,000円という制度もあるんですが、5名の方いずれもこの生活資金のほうは申し込まれておりません。これあくまで推測ではございますが、実家等の方から一定程度生活支援を受けているのではないかなということ推測をしているところでございます。

以上です。

山崎委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

ありがとうございます。続けていいですか。

山崎委員長

どうぞ。

金剛寺委員

すみません。次に、健幸マイレージ事業についてお伺いしたいんですけども、これは全国の例を見ますと、かなり多くの自治体で取り組まれている制度で、いろんな制度設計があるんですけども、いろいろ見てみると、この事業のターゲットを、年齢層をどれくらいに置かかということと、あと、その目的によって、いろんな中身が違っているなというふうに感じまして、龍ヶ崎の場合、健幸マイレージ事業のターゲットとする年齢層と目的についてお聞きします。

山崎委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

ターゲットとする年齢層についてですが、健診の無関心層で、特定検診の対象者となります40歳以下74歳の方を主にターゲットとして、健診率の向上に向けて事業のほうを行ってまいりたいと思います。あと、健康寿命の延伸のために、やはりウォーキングとかそういう歩くことが健康を維持するのに重要であるということから、それを重視してまいりたいと考えております。

山崎委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

当市の計画ですと、第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プランの中で、スポーツ健幸日本一というのを目標の一つとしているし、その他、健康りゅうがさき21という中でも、いろんな施策を展開されているわけですが、これとの関係で、今ほどの健幸マイレージ事業がどういう関係にあるかについて、ちょっとお聞きいたします。

山崎委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

市の総合計画であります第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プランの中で、スポーツ健幸日本一、あと、健康りゅうがさき21ですね、健康増進食育計画のほうですが、こちら。どちらもですね、健康寿命の延伸と、あと、市民が生涯にわたり健やかで幸せな生活が送れるようにという大きな目標になっておりますので、この目標を達成するために、この健康マイレージ事業を実施してまいりたいと思います。

山崎委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

ありがとうございます。

それで、ターゲットとして、特に30代、40代をするということであると、なかなかそういうところの人たちを振り向かすというかですね、あと制度的にもいろんな工夫が必要かと思うんですけども、私も同じような事例で、千葉市が行った健康ポイント実証実験実施報告書というのを見ているんですけども、これはうまくこの30代、40代の応募が大変多かったみたいな報告になっているんですけども、この働き盛りの年齢ですんで、例えば健診といっても、市以外の健保で健診をされている場合もあるだろうし、そのほかに、こういう人たちを特に取り組むためのいろんな工夫という点で、何か考えられている点があればお聞かせ願いたいと思います。

山崎委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

やはり30代、40代の方の健診ですね。特定健診のほうの健診率とかも、健康であるから受けていない方ということもあるかと思しますので、そのきっかけづくりという形で、健診を受けたら何ポイントという形、あとは、歩いて、例えば1日8,000歩以上歩くと健康になると言われておりますので、そういう形で進めていければと思います。

あとは、会社に勤めている方とかですと、社会保険でですね、会社で健診も受けられていらっしゃるかと思います。その場合には、会社で受けられた健診結果、それを保健センターへ持ってきていただくとか、後はご自分のパソコンとかで、その受けたデータを入力するとか、そういう形ができないかと今検討しておりますのでございます。

山崎委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

ありがとうございました。

じゃ、もう一点だけ、ちょっと次の項目でお聞きします。

次は、スクールライフサポーターの配置事業なんですけれども、これも先ほど説明あったように、昨年度から県の事業で、龍小に1名派遣されているわけなんですけれども、内容が不登校に対する対策と言われていまして、昨年、龍小と城南中が学区として選ばれた理由として、ここが一番不登校が多いというふうに聞いていたんですけれども、現在の状況についてはどうでしょうか。

山崎委員長

辻井教育センター所長。

辻井教育センター所長

お答えいたします。

市内の中でも、今、議員のお話あったように龍ヶ崎小学校並びに城南中学校は不登校の子どもたちが多い状況です。現在まだ年度が始まって2カ月、3カ月ですので、不登校というのは30日以上ということで数を出していくわけなんですけれども、まだそれほど上がってきてはいないんですが、相談員であるとかカウンセラーなどの支援を通して、なるべく出さない、欠席日数を少なく抑えるという取り組みのほうを進めている状況でございます。

山崎委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

あと、このスクールカウンセラーは、去年から1名派遣されているわけなんですけれども、今年もこの計画は同じ人が配置される予定でしょうか。

山崎委員長

辻井教育センター所長。

辻井教育センター所長

お答えします。

県からの事業の委託ということなんですけど、去年配置した方、小・中学校でこちらから派遣している相談員を経験した方を去年は任用しました。家庭との関係性も非常に良好ですので、今年度もその方を任用する予定で考えております。

山崎委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません、最後に、あと、昨年1年間取り組んでみて、どういう状況というか、どういうことになったかについてちょっといろいろ事例があればお話ししていただきたいと思っております。

山崎委員長

辻井教育センター所長。

辻井教育センター所長

龍ヶ崎小学校には全欠に近いようなお子さんもいらっしゃいました。そのお子さんなどを中心に学校のほうでは支援のほうを、スクールライフサポーターを中心にチームを組んでやってきていただいたわけなんですけれども、お母さんが外国籍の方でしたので、やっぱり文化の違いなどから、学校は必ず行かせなくてはならないと、そういう意識がちょっと低かったようなところもあるというふうに聞いておりました。しかし、家庭訪問などを継続して、やっぱり学校に行くことの大切さなども本人、お家の方にもお話をしていく中で、だんだん意識が登校に対して前向きになってきて、昼夜逆転の生活なども改善して、不登校の解消には至っていないんですけれども、意識の変化というのは非常に大きな成果かなと私たちは感じております。

山崎委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

伺いましたんで、引き続きまして続けていってほしいと思います。

私のほうからは以上です。ありがとうございました。

山崎委員長

そのほか質疑ございませんか。

坂本委員。

坂本委員 1点だけ。9ページの高等職業訓練促進事業、前にも一度聞いたかもしれないんですけれども、今回5名ということで、今回申し込みをしてくださった方に対しての情報提供の仕方というのはどういう形でやっているのか。先ほど非課税世帯に対して何かお手紙を出しているとか、それとも相談に来られただけなのか、こちら側から何か仕掛けをしているのか、その辺だけちょっと説明をお願いします。

山崎委員長

服部こども課長。

服部こども課長

周知方法なんですけど、離婚されますとこども課のほうの窓口で児童扶養手当の申請に来られます。その際に、児童扶養手当のほかに、この給付金に関するパンフレット等でご案内したりと、そのほか広報紙とかホームページ等で周知に努めている、そのような状況になっております。

以上です。

山崎委員長

坂本委員。

坂本委員

現実的には、どういった形で来られているのが多いんですかね。やはりそこで説明された方が、その中で説明をして、離婚されてひとり親世帯になったときに相談に来たときに、こういう事業があるよということで、その事業に申し込みをされるのか、それとも広報紙を見た方が突然来て、そういう申し込みをされるのか。その辺の状況というのはわかりませんか。

山崎委員長
服部こども課長。

服部こども課長

なかなか正確な分析というのは非常に難しいんですけども、個人的に考えるのが、私は口コミが一番多いんじゃないかなというふうには思っております。だから、離婚されてすぐにこの訓練に申し込むかという、そういうことではなくて、ある程度落ちついて、一定期間置いた後にいろいろ相談をされてと、その後に申請に至ると、こういうケースが多いんじゃないかなというふうに考えております。

山崎委員長
坂本委員。

坂本委員

ありがとうございます。

どっちにしてもすぐに行動する方はいらっしやらないと思うので、要はアフタフォローといえますか、そういった方々が相談に来られるたびに状況を確認しながら、こういう制度があります、ほかの制度たくさんあるので、そういった意味では隠れている制度がたくさんあって、皆さん知らないことが多いので、その辺窓口でしっかり対応のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

山崎委員長

そのほか質疑等ございませんか。

別にないようですので、採決いたします。

議案第3号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

山崎委員長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第4号 平成29年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願います。

足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

同じく別冊の17ページです。

議案第4号 平成29年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ321万4,000円を追加し、歳入歳出の予算を90億2,621万4,000円とするものでございます。

20ページ、21ページをごらんになってください。

一番上の欄の歳入、一般会計からの繰入金でございますが、これは下の欄の前期高齢者納付金の増額が要因でございます。この前期高齢者納付金でございますが、65歳以上75歳未満の高齢者、いわゆる前期高齢者は、定年退職などで会社を退職した後、国民健康保険、市町村の国保です、に加入することが多いです。そのため国民健康保険における高齢者医療負担は、他の医療保険者よりも大きくなります。この医療保険者間の負担の不均衡を解消するために、各保険者の前期高齢者加入率に応じて負担の調整をする仕組みが導入され

ています。今回はその制度により、前期高齢者納付金の負担増の緩和のため、所要保険料率、総報酬に占める前期納付金の割合です。この保険料率の高い上位の被用者保険者等の負担軽減が実施されました。それらを背景に、厚生労働省から告示されました加入者1人当たりの負担調整対象額が57円から195円に上がりました。

以上、ご説明した原因によりまして、321万4,000円を増額補正するものでございます。以上です。

山崎委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。
金剛寺委員。

金剛寺委員

この制度そのものは、各健保から納付金を集めて、主に国保に交付金として交付されるわけで、国保としては、もう逆にありがたい法なわけですけれども。この納付金が増額となる背景に、交付金のほうが増えているということがあると思うんですけれども、当市にとって交付金はどのような推移になっておりますか、ちょっとまずお尋ねします。

山崎委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

前期高齢者交付金の推移でございます。本年度を含めまして過去5年間の交付金の額を申し上げます。平成25年度16億5,305万7,327円、平成26年度、18億1,237万5,010円、前年度と比較しまして、額で1億5,931万7,683円の増、率にしまして約9.6%の増。平成27年度、19億3,457万9,190円、前年度と比較しまして、額で1億2,220万4,180円の増、率にしまして約6.7%の増。平成28年度、20億2,773万9,156円、前年度と比較いたしまして、額で9,315万9,966円の増、率にしまして約4.8%の増。そして今年度、平成29年度になります。21億3,574万9,568円、前年度と比較いたしまして、額で1億801万412円の増、率にしまして約5.3%の増となっております。

以上でございます。

山崎委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

ありがとうございます。

そうすると、ざっと毎年1億円ずつ増えていくみたいな格好になっているわけですけれども、これの増加の主な要因というのはどこにあるのかちょっと教えていただきたいと思えます。

山崎委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

前期高齢者交付金の増額理由でございます。

納付金額も年々増加し、今年度におきましては、加入者1人当たりの負担調整対象額の改正も重なりまして、増加しているところでございますが、交付金の額につきましても

年々増加しております。主な要因といたしましては、前期高齢者の増加はもとより、医療費につきましても増加していることによるものと思われまます。具体的に当市の前期高齢者の人数を申し上げますと、平成25年3月末7,324人、平成26年3月末7,796人、前年同月比で472人の増。平成27年3月末8,221人、前年同月比で425人の増、平成28年3月末8,435人、同年同月比で214人の増、平成29年3月末が8,531人、前年同月比で96人の増、平成25年から平成29年度までで平均で300人強の増加となっております。

続きまして、医療費になりますが、1人当たり平均の給付費額で見ますと、平成25年度が31万8,816円、平成26年度が33万1,012円、前年度比で1万2,196円の増、平成27年度が34万375円、前年度比で9,363円の増、医療費につきましては、平成27年度分までとなっておりますが、医療費につきましても年々増加しているところでございます。

なお、ただいま龍ヶ崎市の具体例を申し上げましたが、国全体でも前期高齢者の人数及び医療費につきましても同様に増加傾向にあります。したがって、冒頭に申し上げましたように、交付金の増額理由につきましては、前期高齢者の方の人数と前期高齢者の方に係る医療費の増加が主な原因となっております。

以上でございます。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
私のほうからは以上です。ありがとうございました。

山崎委員長
ほかに質疑ございませんか。
別がないようですので、採決いたします。
議案第4号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

山崎委員長
ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
続きまして、議案第6号 平成29年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願います。
足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長
同じく別冊の33ページです。
議案第6号 平成29年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ11万8,000円を減額し、歳入歳出の予算を1,848万2,000円とするものでございます。

36ページ、37ページをごらんいただきたいと思っております。

こちらにつきましては、城南中学校校舎内にあります障がい児通所支援事業所つぼみ園の言語聴覚士に関する補正予算でございます。これまで非常勤特別職として任用しておりました言語聴覚士が昨年度末をもって退職となったため、別の言語聴覚士を探しておりました。なかなか資格を持った方がいらっしゃらないです。このたび牛久愛和総合病院から職員を派遣してもらえることになりました。具体的な契約方法といたしましては、これまでのように個人としての任用ではなく、病院との委託契約を締結する方法で調整がつかま

したことから、今回非常勤職員の言語聴覚士の報酬12カ月分45万6,000円を減額し、そのかわりとしたしまして、本年8月から来年3月までの8カ月分を言語療法士支援事業委託料として33万8,000円を補正計上させていただくものであります。これに伴いまして、先ほど少し触れましたが、一般会計の繰出金、そしてこの特別会計の繰入金がともに11万8,000円減額となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

山崎委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等がありますか。

山宮委員。

山宮委員

この言語療法士の職員さんを探すのに本当にご苦労があったんだなというのを感じました。どのような話をしながらここまでこぎつけたのでしょうか。

山崎委員長

下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

昨年度2名の有資格者で、ともに病院等に勤務されていた方ではなく、個人の有資格者を2名雇用していたわけなんですけど、その方のルートを使ったり、あるいは県の協会、そちらに相談等をしながらいろいろと相手方を探したというのが現状でございます。

山崎委員長

山宮委員。

山宮委員

ありがとうございました。

この先生が来られることによって、子どもたち、人数多いかと思うんですけども、この先生でその子どもたちに対応する数的なものとか、日数的なもの、時間的なものというものは十分なのでしょうか。

山崎委員長

下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

現在のつぼみ園の登録者数、5月で見てもみますと133名おりますが、その中で専門家が支援が必要であると判断する対象者の数が127人となっております。そのうち100人が利用しております。ただ、100人の中には、夏休み期間だけとか、あるいは短期間だけの利用者というのもございますけれども、今回8月から新たな有資格者が来ていただけることによって、昨年同様月7回、そちらの実施が可能になりますので、十分な対応ができるものと思っております。

山崎委員長

山宮委員。

山宮委員

ありがとうございます。大変なご苦勞をされた中でのこのような形だと思しますので、またぜひ力を入れていていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

この言語療法士ということで、なかなか欠員補充が大変だという今お話を伺ったわけですが、この言語療法士という有資格者というのは、現在の一般的状況についてはどんなものか、ちょっとわかればお伺ひしたいと思ひます。

山崎委員長
下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

現在の言語聴覚士の現状についてでございます。茨城県が公表しております平成27年茨城県医療施設調査病院報告の概況、これは平成27年10月1日現在になりますが、その報告書の中に病院の従事者数という一覧、項目がございます。この中で、当市を含む5市2町をエリアとしています龍ヶ崎保健所管内における言語聴覚士の人数を見てみますと、44.8人となっております。同様に理学療法士は236.1人、作業療法士は159.02となっております。

また、医療機関100床当たりの従事者数を茨城県及び全国の数字で比較してみますと、まず茨城県ですが、理学療法士数は4.2人、作業療法士は2.4人、言語聴覚士は0.9人となっております。

次に、全国で見ても、理学療法士数は4.5人、作業療法士は2.6人、言語聴覚士は0.9人となっております。

このようにリハビリテーション専門職の中でも特に言語聴覚士は、県内だけではなく全国的に見ても有資格者が少ない傾向にあるのが現状でございます。

以上でございます。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

今回、牛久愛和病院と契約ができたわけですが、これは次年度以降もここにお願ひできるものかどうか、ちょっとお聞かせ願えますか。

山崎委員長
下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

今回の契約は、8月から翌年3月までの契約予定となっておりますが、病院側の意向、都合などもあろうかと思ひますが、市としましては、来年度以降も引き続き継続して派遣できるようお願ひをしていく予定で考えております。

以上でございます。

山崎委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

よろしくお願ひします。
私のほうからは以上です。

山崎委員長

ほかにありませんか。
別にないようですので、採決いたします。
議案第6号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

山崎委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。
これをもちまして、文教福祉委員会を閉会いたします。
お疲れさまでございました。